

**山形県特別栽培農産物認証申請における資材（肥料）
に関する証明資料の取り扱い（外部購入資材）**

令和4年12月22日

公益財団法人やまがた農業支援センター

1 証明資料の添付が必要な資材（肥料）

有機質肥料や有機質入り肥料だけでなく、外部から購入し使用する資材（肥料）の全てについて、下表による化学肥料由来の窒素成分割合が判断できる書面（以下「資材証明書等」という）の添付を申請要件とします。

また、申請者は、事前に最寄りの総合支庁農業技術普及課から生産計画の指導・助言を得ること（特別栽培認証業務規程第5条第2項）としているので、この時点で対象資材の全ての資材の資材証明書等（写し）を添付してください。

なお、資材証明書等は、当該作付け年に使用する資材選定のために肥料生産業者から入手したものとし、前年作以前に入手したものは無効とします。ただし、当該年作での資材使用期日が資材証明書等の有効期限内となる場合はこの限りではありません。

肥料の種類に応じて、○印の資材証明書等を添付する。

資材証明書等 肥料の種類	肥 料 登録証（写）	生産業者 保証票（写）	指定混合肥料 届出書（写）	品質表示 （写）	資 材 証明書 ^{※1}
有機態窒素入り肥料	○				○
〃（指定混合肥料）		○	○		○
窒素肥料（100%化学合成肥料）	○				
〃（指定混合肥料）		○	○		
窒素を含有しない肥料	○				
〃（指定混合肥料）		○	○		
特殊肥料（堆肥等）				○	○

※1：化学肥料由来の窒素成分割合が判断できるもので、肥料生産業者が作成し、発行日がわかるもの。堆肥等で腐熟を促進する材料を使用した場合は、その配合割合が判断できるもの。

2 資材証明書等の添付省略

次の（1）及び（2）のリストに掲載されている資材（肥料）については、証明資料の添付を必要としないこととします。なお、各リストを利用する場合の留意事項は以下のとおりです。

- （1） 山形県特別栽培農産物認証申請時に義務づけられている資材証明書等の添付が省略できる資材一覧

本リストについては、県（所管：農業技術環境課）が作成し提供しているものです。

作成主体 山形県農林水産部（所管課：農業技術環境課）

提供方法 山形県農業情報サイト「やまがたアグリネット（あぐりん）」

<https://agrin.jp/theme/kankyo/yukisaibai/inex.html>

「テーマ別情報」→「環境保全型農業」→「有機栽培・特別栽培農産物」

会員限定で公開していますので会員登録が必要です。

会員登録は「あぐりん」→「ホーム」→「無料会員登録はこちら」

（ホーム画面の右部から行ってください。）

（２） 有機ＪＡＳで使用可能な資材のリスト

一定の条件を満たす機関（登録認証機関や一般社団法人有機ＪＡＳ資材評価協議会）が評価し、有機ＪＡＳ事業者が使用できる資材のリストとして農林水産省のホームページに掲載されているリストを使用するものです。

提供方法 農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai_risuto.html